



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年8月1日金曜日 第1986号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出..... 825

指定居宅サービス事業者の指定..... 825

指定居宅介護支援事業者の指定..... 826

指定介護予防サービス事業者の指定..... 826

指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更..... 826

指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 826

指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更..... 827

指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 827

指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称の変更..... 827

指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 827

指定居宅サービス事業の廃止..... 828

指定居宅介護支援事業の廃止..... 828

指定介護予防サービス事業の廃止..... 828

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 829

肥料登録有効期間の更新..... 829

土地改良区清算人の退職の届出..... 829

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 829

公 告

採石業務管理者試験の実施..... 829

愛媛県女性総合センターの指定管理者の募集..... 830

愛媛県宇和海自然ふれあい館の指定管理者の募集..... 831

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の募集..... 832

ファミリーハウスあいの指定管理者の募集..... 833

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の募集..... 835

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の募集..... 836

愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者の募集..... 837

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の募集..... 839

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の募集..... 840

愛媛国際貿易センターの指定管理者の募集..... 842

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の募集..... 843

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者の募

集..... 844

愛媛県物産観光センターの指定管理者の募集..... 845

松山観光港ターミナルの指定管理者の募集..... 847

愛媛県立都市公園の指定管理者の募集..... 848

愛媛県県民文化会館の指定管理者の募集..... 849

愛媛県生活文化センターの指定管理者の募集..... 851

萬翠荘の指定管理者の募集..... 852

捜査画像情報システムの借入れ..... 854

通信機器の借入れ..... 854

教育委員会公告

愛媛県武道館の指定管理者の募集..... 855

正 誤

平成20年6月27日付け第1976号愛媛県告示第1022号(市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧)中..... 857

平成20年6月27日付け第1976号愛媛県告示第1023号(市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧)中..... 857

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1123号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者名	認定の有効期限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	平成23年7月31日まで
宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	宇和島市	平成23年7月31日まで

○愛媛県告示第1124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106972	株式会社中川メディカル	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	訪問介護	ヘルパーステーションうめの小町	愛媛県松山市南梅本町甲50番地2	平成20年6月1日
3870600974	有限会社弘祐会	愛媛県西条市丹原町寺尾甲31番地2	通所介護	デイサービスセンターこつゆう庵	愛媛県西条市丹原町寺尾甲31番地1	平成20年6月1日
3870106998	ゼット商事有限公司	愛媛県松山市六軒家町3番22号	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームエメロード	愛媛県松山市六軒家町3番22号	平成20年6月10日
3870107004	ゼット商事有限公司	愛媛県松山市六軒家町3番22号	通所介護	デイサービスほがら家	愛媛県松山市六軒家町3番22号	平成20年6月10日

3860191166	医療財団法人尚温会	愛媛県伊予市八倉906番地5	訪問看護	余戸訪問看護ステーション	愛媛県松山市余戸東五丁目3-36	平成20年6月16日
------------	-----------	----------------	------	--------------	------------------	------------

○愛媛県告示第1125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870501834	有限会社山茶花	愛媛県今治市阿方甲424番地1	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所 さざんか	愛媛県新居浜市沢津町一丁目4-13	平成20年6月1日
3870106980	株式会社ファミリーケア	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ファミリーケア垣生	愛媛県松山市西垣生町1184-6	平成20年6月10日
3870301151	株式会社大福	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番8号	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所 ももか	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番8号緒賀ビル302号	平成20年6月19日

○愛媛県告示第1126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106972	株式会社中川メディカル	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションうめの小町	愛媛県松山市南梅本町甲50番地2	平成20年6月1日
3871000562	特定非営利活動法人和み	愛媛県伊予市上三谷甲3577番地1	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション和み	愛媛県伊予市上三谷甲3577番地1	平成20年6月1日
3870600974	有限会社弘祐会	愛媛県西条市丹原町寺尾甲31番地2	介護予防通所介護	デイサービスセンターこうゆう庵	愛媛県西条市丹原町寺尾甲31番地1	平成20年6月1日
3870106998	ゼット商事有限公司	愛媛県松山市六軒家町3番22号	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームエメロード	愛媛県松山市六軒家町3番22号	平成20年6月10日
3870107004	ゼット商事有限公司	愛媛県松山市六軒家町3番22号	介護予防通所介護	デイサービスほがら家	愛媛県松山市六軒家町3番22号	平成20年6月10日
3860191166	医療財団法人尚温会	愛媛県伊予市八倉906番地5	介護予防訪問看護	余戸訪問看護ステーション	愛媛県松山市余戸東五丁目3-36	平成20年6月16日

○愛媛県告示第1127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870105404	日本ケアシステム株式会社	愛媛県松山市堀江町甲2082番地1	特定施設入居者生活介護	シニアハウスよるこび	シルバーハウスよるこび	愛媛県松山市堀江町甲2082番地1	平成20年5月1日

○愛媛県告示第1128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定居宅サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870102740	有限会社クオラ	愛媛県松山市衣山四丁目 822 - 9	訪問介護	オリオンケアサービス	愛媛県松山市高岡町 747 - 2 第3 Sビル 102号室	愛媛県松山市衣山四 丁目822 - 9	平成20年 4月1日
3870106741	セントケア愛媛株式会社	愛媛県松山市馬木町2167 番地	訪問入浴 介護	セントケア松山訪問入 浴センター	愛媛県松山市古川南 二丁目7番27号グリ ーンハウス1号館	愛媛県松山市馬木町 2167番地	平成20年 6月1日

○愛媛県告示第1129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定居宅サービス事業所				届出 年月日
				変 更 前		変 更 後		
				名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
3870103615	有限会社ほほえみ	愛媛県松山市生石町 278番地5	通所介護	デイサービスセン ターほほえみ	愛媛県松山市富久 町240番地18	デイサービスケイ さんの家	愛媛県松山市生石 町278番地5	平成20年 6月1日

○愛媛県告示第1130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開設 者の名称又は氏 名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定居宅介護支援事業所				届出 年月日
				名 称	所 在 地			
					変 更 前	変 更 後		
3870102880	有限会社クオラ	愛媛県松山市衣山四丁目 822 - 9	居宅介護 支援	居宅介護支援事業所オ リオンケアサービス	愛媛県松山市高岡町 747 - 2 第3 Sビル 102号室	愛媛県松山市衣山四 丁目822 - 9	平成20年 4月1日	
3870600958	有限会社弘祐会	愛媛県西条市丹原町寺尾 甲31番地2	居宅介護 支援	居宅介護支援事業所こ うゆう庵	愛媛県西条市丹原町 寺尾甲31番地9	愛媛県西条市丹原町 寺尾甲31番地1	平成20年 6月1日	

○愛媛県告示第1131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サー ビス事業者の開設 者の名称又は氏 名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870105404	日本ケアシステム株式会 社	愛媛県松山市堀江町甲20 82番地1	介護予防 特定施設入 居者生活介護	シニアハウスよるこ び	シルバーハウスよる こび	愛媛県松山市堀江町甲 2082番地1	平成20年 5月1日

○愛媛県告示第1132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サー ビス事業者の開設 者の名称又は氏 名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870102740	有限会社クオラ	愛媛県松山市衣山四丁目 822 - 9	介護予防 訪問介護	オリオンケアサービス	愛媛県松山市高岡町 747 - 2 第3 Sビル 102号室	愛媛県松山市衣山四 丁目822 - 9	平成20年 4月1日

3870106741	セントケア愛媛株式会社	愛媛県松山市馬木町2167番地	介護予防訪問入浴介護	セントケア松山訪問入浴センター	愛媛県松山市古川南二丁目7番27号グリーンハウス1号館	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成20年6月1日
------------	-------------	-----------------	------------	-----------------	-----------------------------	-----------------	-----------

○愛媛県告示第1133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3813710138	医療法人社団みのり会	愛媛県西予市三瓶町朝立2-1-7	短期入所療養介護	三瓶病院	愛媛県西予市三瓶町朝立2-1-18	平成20年3月31日
3870106535	ハニーコーポレーション株式会社	愛媛県松山市西石井町一丁目1番25号	通所介護	コニーデイサービスセンター	愛媛県松山市中村二丁目8番27号	平成20年5月31日
3870102757	帝人興産株式会社	愛媛県松山市北吉田町77番地	福祉用具貸与	帝人興産株式会社	愛媛県松山市北吉田町77番地	平成20年6月1日
3873200673	株式会社グリップ	愛媛県今治市大西町九王甲1520	福祉用具貸与	グリップ大西	愛媛県今治市大西町九王甲1520	平成20年6月1日
3873200673	株式会社グリップ	愛媛県今治市大西町九王甲1520	特定福祉用具販売	グリップ大西	愛媛県今治市大西町九王甲1520	平成20年6月1日
3870102682	有限会社シーサイド	愛媛県松山市市坪北一丁目7番16号	福祉用具貸与	有限会社シーサイド	愛媛県松山市市坪北一丁目7番16号	平成20年6月10日
3870106774	社会福祉法人円舞会	愛媛県松山市河野別府905番地	短期入所生活介護	短期入所生活介護春の森	愛媛県松山市河野別府905番地	平成20年6月16日

○愛媛県告示第1134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3871400051	西予市	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1西予市役所	居宅介護支援	西予市明浜居宅介護支援事業所	愛媛県西予市明浜町狩浜2番耕地1177番地	平成20年3月31日
3870300807	介護センターアットホーム合資会社	愛媛県宇和島市川内甲1099-6	居宅介護支援	介護センターアットホーム指定居宅介護支援事業所	愛媛県宇和島市川内甲1099-6	平成20年5月20日

○愛媛県告示第1135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873200673	株式会社グリップ	愛媛県今治市大西町九王甲1520	介護予防福祉用具貸与	グリップ大西	愛媛県今治市大西町九王甲1520	平成20年6月1日
3873200673	株式会社グリップ	愛媛県今治市大西町九王甲1520	特定介護予防福祉用具販売	グリップ大西	愛媛県今治市大西町九王甲1520	平成20年6月1日
3870106774	社会福祉法人円舞会	愛媛県松山市河野別府905番地	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護春の森	愛媛県松山市河野別府905番地	平成20年6月16日

○愛媛県告示第1136号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Content includes 'フレッシュバリュー伊予店' and details about parking lot changes.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1137号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 7 columns: 登録有効期限, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所. Content includes registration details for 'パールシエル' fertilizer.

○愛媛県告示第1138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人越智郡菊間町土地改良区から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 2 columns: 氏名, 住所. Content lists names like '吉井 豊' and '山崎 純和' with their addresses.

○愛媛県告示第1139号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 8月 1日から 8月15日まで

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）

2 試験の日時

平成20年10月10日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成20年 9月10日（水）から同月19日（金）まで。ただし、郵

送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理局土木管理課又は住所を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

○公 告

愛媛県女性総合センターの指定管理者の募集について

愛媛県女性総合センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県女性総合センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市山越町450番地
2 設置目的	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、被害者に関する各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。
3 施設概要	(1) 敷地面積 4 983 9㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート3階建て（延床面積4 549.56㎡） ア 1階 多目的ホール、女性団体連絡室、女性総合センター事務室等 イ 2階 視聴覚室、円卓会議室、ニューメディアルーム、図書情報資料室等 ウ 3階 レクリエーション室、研修室、和室、茶室等 エ その他 地下室、塔屋等 (3) 駐車台数 乗用車40台 (4) 開館年月日 昭和62年11月1日
4 業務概要	(1) 各種の研修及び相談並びに学習の機会の提供に関すること。 (2) 情報の収集及び提供に関すること。 (3) 女性の文化活動、地域活動等への援助に関すること。 (4) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (5) その他必要な業務 (6) 配偶者暴力相談支援センターとしての業務（相談、指導及び情報の提供その他の援助）

2 指定管理者の業務

- (1) センターの事業の実施に関する業務（愛媛県女性総合センター管理条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「管理条例」という。）第2条に掲げる業務）
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

管理条例の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年 4月 1日から平成26年 3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を有する（又は設ける予定である）など緊急時における迅速な連絡・対応体制が確保・整備できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）のうち、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人等で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等を行っている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年 8月 1日（金）から 9月 2日（火）までの執務時間中（午前 8時30分から午後 5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後 5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認め

られるものであること

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日（金）から9月26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県民環境部管理局男女参画課事業係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2332

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県宇和海自然ふれあい館の指定管理者の募集について

愛媛県宇和海自然ふれあい館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県宇和海自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）の概要

1 所在地	愛媛県南宇和郡愛南町外泊66番地1
2 設置目的	足摺宇和海国立公園の自然との触れ合いを推進するため、同国立公園の自然に関する情報提供を行うとともに、休憩及び交流の場を提供する。
3 施設概要	(1) 建物 ア 構造 木造フッ素樹脂塗装鋼板瓦葺平屋建

	イ 床面積 47.25㎡ (展示室24.75㎡、便所2.5㎡)
	(2) 附帯施設 ア 駐車場 38.4㎡(4台) イ 卓ベンチ 3基
	(3) 敷地面積 551.71㎡(愛南町町有地)
4 事業概要	(1) 足摺宇和海国立公園の自然に関する情報の提供 (2) 休憩及び交流の場の提供 (3) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 足摺宇和海国立公園の自然に関する情報の提供に関する業務
- (2) 休憩及び交流の場の提供に関する業務
- (3) 自然ふれあい館の利用の促進に関する業務
- (4) 自然ふれあい館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例（平成17年条例第51号）の規定によるほか、自然ふれあい館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有する者は、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする自然ふれあい館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は

その刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(工) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月1日(金)から9月2日(火)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 自然ふれあい館の管理を適正かつ確実に行うことができること認められること。

イ 自然ふれあい館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができること認められること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 自然ふれあい館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日(金)から9月26日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課自然公園施設係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2367

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の募集について

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県総合社会福祉会館(以下「会館」という。)の概要

1 所在地	松山市持田町三丁目8番15号
2 設置目的	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 2,545.42㎡ (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造4階建て 延床面積 5,461.74㎡ (3) 建築年月 平成6年11月
4 業務概要	(1) 福祉に関する情報の提供、相談及び研修 (2) 介護に関する知識、技術及び機器の普及 (3) 福祉に関するボランティア活動の促進 (4) 各種の行事又は集会に必要な施設を提供 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

(1) 介護に関する知識、技術及び機器の普及に関する業務

(2) 各種の行事又は集会に必要な施設を提供に関する業務

(3) その他必要な業務(1)及び(2)に関するもの。

(4) 会館の利用の許可に関する業務

(5) 会館の利用に係る料金の収受に関する業務

(6) 会館の利用の促進に関する業務

(7) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

(8) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県総合社会福祉会館管理条例(平成17年愛媛県条例第52号)

の規定によるほか、会館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、指定期間中、適切に会館の管理運営を行うことができ、会館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

なお、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問わないが、個人での申請はできないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している

法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができる。この場合、次の事項に留意すること。

ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定すること。

イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとする。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできない。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。

エ コンソーシアムのすべての構成員が⁽¹⁾の申請資格を満たしている必要がある。

(3) 新設法人等の扱い

会館の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月1日（金）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 会館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められ

るものであること。

イ 会館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 会館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日（金）から9月26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課福祉振興係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912 2386

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

ファミリーハウスあいの指定管理者の募集について

ファミリーハウスあいの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 ファミリーハウスあい（以下「ファミリーハウス」という。）の概要

(1) 所在地

愛媛県松山市室町74番地2

(2) 敷地面積

182.15㎡

(3) 建物の規模及び概要

木造2階建 200.45㎡

ア 宿泊室5室（和室3、洋室2）

イ プレイルーム

ウ 洗濯室

エ 事務室兼相談室

(4) 設置目的

長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。

(5) 業務概要

ア 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設の提供に関すること。

イ その他必要な業務

2 指定管理者の業務

(1) ファミリーハウスの事業の実施に関する業務

(2) ファミリーハウスの利用の許可に関する業務

(3) ファミリーハウスの利用に係る料金の収受に関する業務

(4) ファミリーハウスの利用の促進に関する業務

(5) ファミリーハウスの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

(6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

ファミリーハウスあい管理条例（平成17年愛媛県条例第53号）の規定によるほか、ファミリーハウスの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年 4月 1日から平成26年 3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

なお、申請に当たっては、あらかじめファミリーハウスの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出しておく必要がある。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 愛媛県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又はその構成員（暴力団対策法第2条第6号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要項第2条に該当する者

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年 8月 1日（金）から 9月 2日（火）までの執務時間中（午前 8時30分から午後 5時30分まで）とする。

ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後 5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア ファミリーハウスの管理を適性かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ ファミリーハウスの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) ファミリーハウスの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年 9月19日（金）から平成20年 9月26日（金）までの執務時間中（午前 8時30分から午後 5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録

郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

- 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先
 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 母子保健係
 〒790 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 電話番号 (089)912 2405
- 10 その他
 詳細は、募集要項による。

○公 告

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の募集について

えひめこどもの城及び愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) えひめこどもの城(以下「こどもの城」という。)

1 所在地	愛媛県松山市西野町乙108番地1 (松山市西野町及び砥部町宮内にまたがる区域)
2 法的位置付け	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童厚生施設
3 設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成を行う。
4 施設概要	(1) 面積 約34.6ha (2) 体験施設(約31.2ha) ア こどものまちゾーン 大型児童館 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積4,072.22㎡ イ イベント広場ゾーン 芝生広場、くわがたのステージ等 ウ 創造の丘ゾーン 創作工房、ハーブ園、花の丘等 エ 冒険の丘ゾーン 冒険ステーション、てっぺんとりで等 オ ふれあいの森ゾーン 森のとりで、森の広場等 (3) その他(約3.4ha) 駐車場等
5 事業概要	(1) 児童が健全な遊びを体験するための機会の提供 (2) 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成 (3) 施設及び遊具の提供 (4) その他必要な業務
6 指定管理者の業務	(1) こどもの城の事業の実施に関する業務 (2) こどもの城の利用の許可に関する業務 (3) こどもの城の利用に係る料金の収受に関する業務 (4) こどもの城の施設及び遊具の利用の促進に関する業務 (5) こどもの城の施設、遊具、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務

7 管理の基準	えひめこどもの城管理条例(平成17年愛媛県条例第27号)第4条から第17条までの規定によるほか、こどもの城の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。
---------	---

(2) 愛媛県体験型環境学習センター(以下「センター」という。)

1 所在地	愛媛県松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内
2 設置目的	地球温暖化の防止などに対する県民の環境保全意識の向上を図ることを目的に、体験型環境学習の場の提供や県民の環境学習活動等の支援を行う。
3 施設概要	(1) 構造 木造平屋造り(延床面積329.99㎡) (2) 施設内容 ア 親子エコライフ室 イ エコ活動支援室 ウ エコ製品展示コーナー等 (3) 主な設備 ア 太陽光発電設備 イ 太陽熱利用システム ウ 雨水循環設備 エ 屋上緑化設備 オ 風力発電設備
4 事業概要	(1) 住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場の提供 (2) 環境学習及び環境保全活動の支援 (3) 環境に関する情報の収集及び提供 (4) その他必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) センターの事業の実施に関する業務 (2) センターの利用の許可に関する業務 (3) センターの施設の利用の促進に関する業務 (4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務 (5) その他知事が定める業務
6 管理の基準	愛媛県体験型環境学習センター管理条例(平成17年愛媛県条例第21号)第4条から第13条までの規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間(予定)

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、こどもの城及びセンターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有しない法人等

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の

規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請
サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い
こどもの城及びセンターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

(4) 留意事項
参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月1日（金）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア こどもの城及びセンターの管理を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること。

イ こどもの城及びセンターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法
外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。
ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類
指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) こどもの城の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類

(6) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(7) 申請者の概要を記載した書類

(8) 役員名簿

(9) 愛媛県税について、未納がないことの証明書

(10) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間
平成20年9月19日（金）から9月26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

7 募集要項の請求先及び申請書の提出先
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089) 912 2413

8 その他
詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の募集について

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県立愛媛母子生活支援センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市道後今市12番30号						
2 法的位置付け	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に基づく母子生活支援施設						
3 設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。						
4 施設概要	(1) 規模・構造 鉄筋コンクリート造3階建て (2) 敷地面積 1,328.92㎡ (3) 建物面積 1,245.90㎡ <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1階:</td> <td>458.93㎡</td> </tr> <tr> <td>2階:</td> <td>394.87㎡</td> </tr> <tr> <td>3階:</td> <td>392.10㎡</td> </tr> </table>	1階:	458.93㎡	2階:	394.87㎡	3階:	392.10㎡
1階:	458.93㎡						
2階:	394.87㎡						
3階:	392.10㎡						
5 業務概要	(1) 入所による保護 (2) 就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等生活指導 (3) 自立の促進のために必要な生活の支援 (4) その他必要な業務						

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務
- (2) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (3) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県立愛媛母子生活支援センター管理条例（平成17年愛媛県条例第55号）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年 4月 1日から平成26年 3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人で、次の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に基づき設立された社会福祉法人で、同法第2条第2項に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、母子生活支援施設の運営に意欲を有し、施設の安定的運営が図れる能力、資力等を有するもの。

(2) 次のいずれにも該当しないもの。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により、愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき再生又は破産手続等をしている法人

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人

ク 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ないもの
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(3) 県内に事務所を置くもの。

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年 8月 1日（金）から平成20年 9月 2日（火）までの執務時間中（午前 8時30分から午後 5時30分まで）とする。ただし郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後 5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人の財産目録、貸借対照表、事業報告書、資金収支計算書及び事業活動収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 法人の概要を記載した書類（第一種社会福祉事業の活動実績を含む。）
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年 9月19日（金）から 9月26日（金）までの執務時間中（午前 8時30分から午後 5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課児童・婦人施設係

〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
電話番号（089）912 2414

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者の募集について

愛媛県身体障害者福祉センター及び愛媛県障害者更生センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 愛媛県身体障害者福祉センター（以下「身障センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市道後町 2丁目12番11号
-------	---------------------

2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）に基づく身体障害者福祉センターのうち身体障害者福祉センター A 型（無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設）
3 設置目的	身体に障害のある人々に対し、更生に必要な各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練や、スポーツ、レクリエーションの指導を行うなど身体障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上 2 階建（アリーナ、屋外機能回復訓練場、運動療法室等） (2) 駐車場 乗用車49台（うち身体障害者用 6 台） (3) 運動場 フィールド、器具庫、便所、バックネット等
5 業務概要	(1) 身体障害者の更生のために必要な各種相談に関すること。 (2) 身体障害者の社会活動への参加及び自立を促進するために必要な機能回復、補装具装着等の訓練に関すること。 (3) 身体障害者の健康の増進を図るために必要なスポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。 (4) 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な施設の提供に関すること。 (5) その他身体障害者福祉事業に関すること。
6 指定管理者の業務	(1) 身障センターの事業の実施に関する業務 (2) 身障センターの利用の許可に関する業務 (3) 身障センターの利用の促進に関する業務 (4) 身障センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (5) その他知事が定める業務
7 管理の基準	愛媛県身体障害者福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第56号）の規定によるほか、身障センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 愛媛県障害者更生センター（以下「更生センター」という。）

1 所在地	愛媛県松山市道後町 2 丁目12番11号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）に基づく身体障害者福祉センターのうち障害者更生センター（身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設）
3 設置目的	身体に障害のある人々又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。
4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上 2 階建 ・ 宿泊：宿泊室12室、定員60人 ・ 浴場（温泉）、食堂、娯楽室等 (2) 駐車場 乗用車 9 台（身障センターと共用あり）
5 業務概要	(1) 宿泊、休養等の施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務。
6 指定管理者の業務	(1) 更生センターの事業の実施に関する業務 (2) 更生センターの利用の許可に関する業務 (3) 更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) 更生センターの利用の促進に関する業務 (5) 更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
7 管理の基準	愛媛県障害者更生センター管理条例（平成17年愛媛県条例第57号）の規定によるほか、更生センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

- 2 指定期間
平成21年 4月 1 日から平成26年 3月31日までの 5 年間（予定）
- 3 申請資格等
 - (1) 申請資格
申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有し、身障センター及び更生センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。
ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 131 条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
イ 会社更生法（平成14年法律第 154 号）、民事再生法（平成11年法律第 225 号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等
ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
(ア) 成年被後見人又は被保佐人
(イ) 破産者で復権を得ないもの
(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第 2 条に該当する者
 - (2) 留意事項
参加意思表明書の提出期間は、平成20年 8月 1 日（金）から 9月 2 日（火）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、7 に掲げる場所へ同日午後 5 時30分までに必着のこと。
- 4 指定管理者の選定方法等
 - (1) 選定基準
ア 身障センター及び更生センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
イ 身障センター及び更生センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものであること。
 - (2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 身障センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 更生センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (4) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請者の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。）
- (8) 役員名簿
- (9) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
 - (11) 印鑑証明書
 - (12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

平成20年9月19日（金）から9月26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

7 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障害福祉課障害施設係
 〒790 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 電話 (089)912 2421
 ファクシミリ (089)931 8187
 電子メール syougaihusuk@pref.ehime.jp

8 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の募集について

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県視聴覚福祉センター（以下「視聴覚センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市本町6丁目11番5号
2 法的位置付け	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく視聴覚障害者情報提供施設（無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、又は点

	訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の便宜を供与する施設）
3 設置目的	視聴覚障害者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障害者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。
4 施設概要	(1) センター棟 鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建（多目的ホール、ビデオ制作室、書庫等） (2) 駐車場 乗用車20台（うち身体障害者用2台）
5 業務概要	(1) 点字図書館に関すること。 (2) 点字図書及び視覚障害者用の録音物の製作並びに点字出版に関すること。 (3) 聴覚障害者情報提供施設に関すること。 (4) 聴覚障害者用の録画物の製作に関すること。 (5) 視聴覚障害者の各種相談に関すること。 (6) 点字奉仕員等の養成その他視聴覚障害者の福祉に関するボランティア活動の促進に関すること。 (7) 視聴覚障害者の文化活動の支援に関すること。 (8) 視覚障害者の生活訓練に関すること。 (9) 聴覚障害者の聴能訓練に関すること。 (10) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (11) その他必要な業務。

2 指定管理者の業務

- (1) 視聴覚センターの事業の実施に関する業務
- (2) 視聴覚センターの利用の許可に関する業務
- (3) 視聴覚センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 視聴覚センターの利用の促進に関する業務
- (5) 視聴覚センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第58号）の規定によるほか、視聴覚センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有し、視聴覚センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の

規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
 カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ないもの
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月1日（金）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

- ア 視聴覚センターの管理を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものであること。
- イ 視聴覚センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。
 ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 視聴覚センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。）
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日（金）から9月26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障害福祉課障害施設係
 〒790 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 電話 (089)912 2421
 ファクシミリ (089)931 8187
 電子メール syougaihukus@pref.ehime.jp

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の募集について

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者を次のとおり募集する。
 平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県在宅介護研修センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	松山市末町甲9番地1
2 設置目的	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。
3 施設概要	(1) 敷地面積 1,710.81㎡ (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造銅板ぶき4階建て 延床面積 1,119.10㎡ (3) 建築年月 昭和61年3月
4 業務概要	(1) 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティア、介護に関する施設の職員等に対する在宅介護の研修（以下「研修」という。）に関すること。 (2) 介護に関する相談に関すること。 (3) 介護に関する情報の提供に関すること。 (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関すること。 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 研修に関する業務
- (2) 介護に関する相談に関する業務
- (3) 介護に関する情報の提供に関する業務
- (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関する業務
- (5) センターの利用の促進に関する業務
- (6) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (7) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県在宅介護研修センター管理条例（平成15年愛媛県条例第63号。）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、

関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格を有するものは、指定期間中、適切にセンターの管理運営を行うことができる法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、愛媛県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等で、建物内の指定する場所で、法人等の自主事業としてデイサービス等の介護サービス事業を実施することが可能な法人等とし、次のいずれにも該当しないものとする。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要がある。

なお、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問わないが、個人での申請はできない。

① 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

② 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

③ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

④ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

⑦ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

⑧ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請ができる。この場合、次の事項に留意すること。

① コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等(以下「代表団体」という。)を選定すること。

② 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること(特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。)は、原則として認めない。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認め

た場合に限り、変更できるものとする。

③ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者(コンソーシアム)の構成員となることはできない。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。

④ コンソーシアムのすべての構成員が⁽¹⁾の申請資格を満たしている必要がある。

(3) 新設法人等の扱い

センターの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請することとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月1日(金)から9月2日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められること

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められること

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日(金)から26日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信

書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

- 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先
愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課介護研修係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2338
- 10 その他
詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛国際貿易センターの指定管理者の募集について

愛媛国際貿易センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛国際貿易センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号 (アイテムえひめ内)
2 設置目的	貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市、展示会等の開催に必要な施設を提供する。
3 主な施設	(1) 大展示場 約4,500㎡ (2) 小展示場 約1,500㎡ (3) F A Z プラザ 約3,500㎡ (4) 小展示場屋上 約600㎡ (5) 会議室 6室 (6) 立体駐車場 635台
4 業務概要	(1) 国際見本市、展示会等の開催に必要な施設の提供 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務
- (7) センターが所在する建物の共用部分等の管理に関する業務

3 管理の基準

愛媛国際貿易センター管理条例（平成17年愛媛県条例第59号）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

- (1) 申請資格
申請資格を有するものは、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の条件を満たすものとする。
ア 愛媛県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を設置する又は設置しようとする法人等
イ 次のいずれにも該当しない法人等
(ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有

しない法人等

- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- (ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- (エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (ク) 役員（法人でない団体が代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月26日（火）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

- ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。
ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書

- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日(金)から26日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部管理局産業政策課貿易海運係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2465

10 その他

詳細は、募集要項による。

○ 公 告

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の募集について

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県植物くん蒸所(以下「くん蒸所」という。)の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀三丁目150番地1
2 設置目的	輸出入植物のくん蒸に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 1,475 m ² (2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 206 m ² (3) 施設 第1くん蒸庫、第2くん蒸庫
4 業務概要	(1) 輸出入植物のくん蒸に必要な施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) くん蒸所の業務の実施に関する業務
- (2) くん蒸所の使用の許可に関する業務
- (3) くん蒸所の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (4) その他知事が定める業務
- (5) 使用料の収納事務に関する業務

3 管理の基準

愛媛県植物くん蒸所管理条例(平成17年愛媛県条例第60号)の規定によるほか、くん蒸所の管理運営に当たっては、関係法令を

遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、くん蒸所の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を設置する又は設置しようとする法人等

イ 次のいずれにも該当しない法人等

(ア) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

(カ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(キ) 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(ク) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- a 成年被後見人又は被保佐人
- b 破産者で復権を得ない者
- c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月26日(火)から9月2日(火)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア くん蒸所の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ くん蒸所の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) くん蒸所の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日(金)から26日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部管理局産業政策課貿易海運係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2465

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者の募集について

テクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

- (1) テクノプラザ愛媛(以下「プラザ」という。)

1 所在地	愛媛県松山市久米窪田町 337 番地 1
2 設置目的	企業の技術の高度化及び新たな事業の創出並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創

	業に必要な施設等を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 10,214㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積 5,915.09㎡ (3) 主な施設 テクノホール、会議室、特別会議室、第2特別会議室、小会議室、研修室、OA研修室、共同研究室、インキュベート・ルーム、スタートアップ支援オフィス、特許公報閲覧室等 (4) その他 駐車場等
4 事業概要	(1) 企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために必要な各種の情報提供 (2) 研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等の提供 (3) その他必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) プラザの事業の実施に関する業務(ただし、知事が定める業務を除く。) (2) プラザの利用の許可に関する業務 (3) プラザの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) プラザの利用の促進に関する業務 (5) プラザの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
6 管理の基準	テクノプラザ愛媛管理条例(平成17年愛媛県条例第61号)等の規定によるほか、プラザの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 愛媛県産業情報センター(以下「センター」という。)

1 所在地	愛媛県松山市久米窪田町 487 番地 2
2 設置目的	企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、研修及び創業に必要な施設を提供する。
3 施設概要	(1) 敷地面積 6,937㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積 1,559.09㎡ (3) 主な施設 ネットワーク研修室、会議室、インキュベート・ルーム等 (4) その他 駐車場等
4 事業概要	(1) 産業情報の収集、発信及び提供 (2) 研修及び創業に必要な施設の提供 (3) その他必要な業務
5 指定管理者の業務	(1) センターの事業の実施に関する業務(ただし、知事が定める業務を除く。) (2) センターの利用の許可に関する業務 (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務 (4) センターの利用の促進に関する業務 (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (6) その他知事が定める業務
6 管理の基準	愛媛県産業情報センター管理条例(平成17年愛媛県条例第62号)等の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間(予定)

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、プラザ及びセンターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を設置する又は設置しようとする法人等

イ 次のいずれにも該当しない法人等

(ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- a 成年被後見人又は被保佐人
- b 破産者で復権を得ない者
- c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月26日（火）から9月2日（火）までの勤務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア プラザ及びセンターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ プラザ及びセンターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) プラザ及びセンターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

平成20年9月19日（金）から9月26日（金）までの勤務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

7 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課新事業支援係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号（089）912 2472

8 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県物産観光センターの指定管理者の募集について

愛媛県物産観光センターの指定管理者を次のとおり募集する。
平成20年 8 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県物産観光センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号 （アイテムえひめ3階）
2 設置目的	県物産の展示、紹介及びあっせんを行うとともに、県内の観光及び産業に関し、情報提供及び展示を行う。
3 施設規模	(1) 物産展示ゾーン 約 605 m ² (2) 観光情報ゾーン 約 356 m ² (3) 産業紹介ゾーン 約 314 m ² (4) その他 約 376 m ²

4 業務概要	(1) 県物産の調査及び紹介に関すること。 (2) 県物産の展示及びあっせんに関すること。 (3) 県内の観光及び産業に関し、情報の提供及び収集を行うこと。 (4) 県内の観光及び産業に関し、展示を行うこと。 (5) その他必要な業務
--------	---

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) 県物産の展示及びあっせんの承諾に関する業務
- (3) センターの利用の促進に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県物産観光センター管理条例（平成17年愛媛県条例第64号）の規定によるほか、センターの管理運営を行うに当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を設置する、又は設置しようとする法人等

イ 次のいずれにも該当しない法人等

- (ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- (ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- (エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を

経過しない者

d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月26日（火）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日（金）から26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部観光国際局観光物産課県産品振興係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089) 912 2493

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

松山観光港ターミナルの指定管理者の募集について

松山観光港ターミナルの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 松山観光港ターミナル（以下「ターミナル」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市高浜五丁目2259番地 1
2 設置目的	県都松山市の海の玄関としてふさわしい、利用者や県民の憩いの場となる効率的で機能的な旅客施設とする。
3 施設概要	ターミナルビル（鉄骨造 2 階）及び高架通路 旅客施設：待合室、多目的ホール、案内所等 共用施設：衛生施設、廊下、階段、機械室等 ターミナルビルは、愛媛県と松山観光港ターミナル株式会社との共有建物であり、指定管理者の管理に係る部分は、愛媛県の指定部分のみである。

2 指定管理者の業務

- (1) 旅客施設の施設、付属設備及び備品の維持管理に関すること
- (2) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条の5から第15条の7までの規定によるほか、ターミナルの管理に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置き、又は置こうとするもので、ターミナルの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有しない法人等
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- ③ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- ④ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑦ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

⑧ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

効率的管理を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年 8 月22日（金）から 9 月 2 日（火）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9 に掲げる場所へ同日午後 5 時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

① ターミナルの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

② ターミナルの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) ターミナルの管理に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書面
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年 9 月19日（金）から 9 月26日（金）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時30分までに

必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先
 愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係
 〒790 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 電話番号(089)912 2691

10 その他
 詳細は、募集要項による。

○ 公 告

愛媛県立都市公園の指定管理者の募集について

愛媛県立都市公園（道後公園、総合運動公園、とべ動物園、南予レクリエーション都市公園）の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 道後公園

1 所在地	愛媛県松山市道後公園
2 設置目的	県民の憩い、安らぎの場とするとともに、中世の湯築城跡を復元、保存、活用することにより散策、休憩しながら歴史を学べる施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 管理棟（資料館） 1棟 271.00㎡ （うち資料館96㎡） 復元武家屋敷 2棟 160.88㎡ 土塀 8か所 約120m 土塁展示室 50.08㎡
4 指定管理者の業務	ア 歴史学習の場としての湯築城跡の管理運営 イ 都市公園施設及び遊具の提供 ウ その他必要な業務
5 管理の基準	愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、道後公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 総合運動公園（とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。）

1 所在地	愛媛県松山市上野町乙46番地
2 設置目的	愛媛県のスポーツ振興を図るとともに、幅広いレクリエーション活動に対応することにより、スポーツ立県いひめの実現に貢献する施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 陸上競技場（33,590㎡、鉄筋コンクリート3階（一部鉄骨4階））、体育館（9,046㎡主体育館2,142㎡、補助体育館1,178㎡）、テニスコート（16,660㎡、16面）、補助競技場（19,300㎡）、球技場（19,920㎡）、弓道場（1,704㎡）、相撲場（8,000㎡）、多目的広場（13,320㎡）、キャンプ場（5,000㎡）
4 指定管理者の業務	ア 総合運動公園（とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。以下同じ。）内の有料公園施設の適正な供用 イ 総合運動公園内の施設、備品の維持管理 ウ その他必要な業務
5 管理の基準	愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、総合運動公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(3) とべ動物園

1 所在地	愛媛県伊予郡砥部町上原町240
2 設置目的	世界中の動物をバランスよく集め、来園者にレクリエーションを提供するとともに、希少動物の繁殖、自然環境問題への提言や情操教育、生涯学習にも貢献する施設として設置している。
3 施設概要	主要施設 獣舎 カンガルー・ワラビー舎ほか35棟 管理施設 管理事務所ほか14棟 便益施設 便所ほか8棟
4 指定管理者の業務	ア とべ動物園、総合運動公園の自由広場及び駐車場の供用 イ 動物の飼育管理 ウ その他必要な業務
5 管理の基準	愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、とべ動物園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

(4) 南予レクリエーション都市公園

1 所在地	愛媛県宇和島市津島町ほか
2 設置目的	南予地方の美しい自然と豊かな人情にあふれた風土を背景に、緑と海をテーマに「見る、楽しむ、憩う、学ぶ、鍛える」を盛り込んだレクリエーション施設として設置している。
3 施設概要	第1号公園（宇和島市津島町） 日本庭園南楽園、ローラースケート場、イベント広場、オートキャンプ場ほか 第3号公園（愛南町） 野球場、テニスコート、多目的広場、屋内運動場、球技広場、宇和海展望タワー、キャンプ場、紫電改展示館、こども動物園 ほか 第4号公園（宇和島市津島町） ゴーカート場、多目的広場、テニスコートほか 第5号公園（愛南町） テニスコート、多目的広場、御荘プール ほか 第6号公園（宇和島市日振島） キャンプ広場 ほか 第7号公園（愛南町） ジャンボスライダー、スロープカー ほか
4 指定管理者の業務	ア 南予レクリエーション都市公園施設の供用 イ 南予レクリエーション都市公園内の施設及び備品等の維持管理 ウ その他必要な業務
5 管理の基準	愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条から第15条の15までの規定によるほか、南レク都市公園の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

平成21年 4月 1日から平成26年 3月31日までの5年間（予定）

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置き、又は置こうとする法人等の団体で、県立都市公園の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の

規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成14年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月1日（金）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 各県立都市公園の管理を適正かつ確実に行うことができると思われるものであること。

イ 各県立都市公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 指定を受けようとする県立都市公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 団体の概要を記載した書面

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

平成20年9月19日（金）から9月26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

7 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県土木部道路都市局都市整備課都市公園管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号（089）912 2746

8 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県県民文化会館の指定管理者の募集について

愛媛県県民文化会館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の概要

1 所在地	本館 愛媛県松山市道後町二丁目5番1号 別館 愛媛県松山市道後町二丁目9番14号
2 設置目的	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。
3 施設規模	本館 (1) 規模 ア 敷地面積 24,165.21㎡ イ 建築面積 11,336.91㎡ ウ 延床面積 41,400.39㎡ エ 西側駐車場面積 2,365㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（地下2階、地上5階） (3) 施設内容 メインホール（3,000席） サブホール（1,000席） 多目的ホール（真珠の間） リハーサル室（4室） 楽屋（27室） 会議室（9室） (4) 駐車台数 303台（地下95台（うち身体障害者用4台）、

	地上88台（うち身体障害者用4台）、西側120台）別館 (1) 規模 ア 敷地面積 4,401.48㎡ イ 建築面積 2,125.7㎡ ウ 延床面積 2,125.7㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋 (3) 施設内容 会議室（11室） (4) 駐車台数 11台
4 業務概要	(1) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関する事。 (2) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 会館の業務の実施に関する業務
- (2) 会館の利用の許可に関する業務
- (3) 会館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 会館の利用の促進に関する業務
- (5) 会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県県民文化会館管理条例（平成17年愛媛県条例第71号）の規定によるほか、会館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、会館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産者で復権を得ない者

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団対策法（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(カ) 暴力団員等

(キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月22日（金）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 会館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 会館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合があります。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 会館の管理運営に関する事業計画書及び会館の管理運営に関する収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人

等の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (6) 法人等の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日（金）から26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書等の提出先

〒790 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化振興課文化施設係
 電話番号 (089)912 2970

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県生活文化センターの指定管理者の募集について

愛媛県生活文化センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県生活文化センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市北持田町139番地2
2 設置目的	県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会の用に供する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 2,414.84㎡ イ 建築面積 937.35㎡ （茶室の面積を除く。） ウ 延床面積 2,458.70㎡ （茶室の面積を除く。） エ 茶室「和松庵」 建築面積 86.51㎡ オ 駐車場面積 928.92㎡ (2) 構造 ア 鉄筋コンクリート造 （一部地下1階、地上3階） イ 茶室 木造平屋建て、瓦葺き (3) 施設内容 大広間（152畳（300人収容）） 第1研修室（100人） 第2研修室（80人） 第3研修室（20人） 調理研修室（30人） 和室（8室） 茶室（8畳、4畳半） (4) 駐車台数 52台（うち身体障害者用2台）

4 業務概要	(1) 県民の生活文化の向上を目的とする各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (2) その他必要な業務
--------	---

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) センターの利用の促進に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県生活文化センター管理条例（平成17年愛媛県条例第70号）の規定によるほか、センターの管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

- (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

- (イ) 成年被後見人又は被保佐人
- (ウ) 破産者で復権を得ない者
- (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 暴力団対策法（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (カ) 暴力団員等
- (キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月22日（金）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

- ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合は、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及びセンターの管理運営に関する収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人等の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (6) 法人等の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書

- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日（金）から26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書等の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化振興課文化施設係

電話番号 (089) 912 2970

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

萬翠荘の指定管理者の募集について

萬翠荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 萬翠荘の概要

1 所在地	愛媛県松山市一番町三丁目3番地7
2 設置目的	県民の文化財に対する理解を深めるため、歴史的建造物として保存し、公開するとともに、県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 9 880.2㎡ イ 建築面積 428.76㎡ (附属施設の面積を除く。) ウ 延床面積 887.58㎡ (附属施設の面積を除く。) エ 旧管理人舎 建築面積 45.09㎡ オ 収蔵庫 建築面積 74.54㎡ カ 愚陀佛庵 建築面積 47.94㎡ キ 茶店 建築面積 61.53㎡ (2) 構造 ア 鉄筋コンクリート造、スレート葺き（地下1階、地上3階） イ 旧管理人舎 木造平屋建て、瓦葺き ウ 収蔵庫 鉄筋コンクリート造3階建て、瓦葺き エ 愚陀佛庵 木造2階建て、瓦葺き オ 茶店 木造平屋建て、瓦葺き (3) 施設内容 萬翠荘展示室（9室） 愚陀佛庵（6畳、9.5畳） (4) 駐車台数 約10台
4 業務概要	(1) 萬翠荘の公開に関すること。 (2) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。 (3) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 萬翠荘の業務の実施に関する業務

- (2) 萬翠荘の利用の許可に関する業務
 (3) 萬翠荘の利用に係る料金の収受に関する業務
 (4) 萬翠荘の利用の促進に関する業務
 (5) 萬翠荘の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
 (6) その他知事が定める業務
- 3 管理の基準
 萬翠荘管理条例（平成20年愛媛県条例第34号）の規定によるほか、萬翠荘の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 4 指定期間
 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）
- 5 申請資格等
 (1) 申請資格
 申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、萬翠荘の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。
- ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等
- ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
- オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等
- ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
- (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人
 (ウ) 破産者で復権を得ない者
 (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 (オ) 暴力団対策法（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、

又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(カ) 暴力団員等

(キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月22日（金）から9月2日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 萬翠荘の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 萬翠荘の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 萬翠荘の管理運営に関する事業計画書及び萬翠荘の管理運営に関する収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人等の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(6) 法人等の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年9月19日（金）から26日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書等の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化振興課文化施設係

電話番号 (089)912 2970

10 その他

詳細は、募集要項による。



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

捜査画像情報システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

捜査画像情報システム一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成21年 1月 1日から平成25年12月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部ほか

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話(089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

平成20年 9月12日(金)午後 1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成20年 9月12日(金)午後 1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を下記の受領期間に提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期間

平成20年 8月 1日(金)午前 9時から平成20年 8月29日(金)午後 5時30分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Investigative Image Information system, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 12 September, 2008

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 8月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

通信機器の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

通信機器一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成21年 1 月 1 日から平成25年12月31日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
電話（089）934 0110
 - (2) 入札書の受領期限
平成20年 9 月12日（金）午後 2 時00分
 - (3) 入札説明書の交付方法
（1）に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成20年 9 月12日（金）午後 2 時00分
愛媛県警察本部 第一会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から第 137 条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を下記の受領期間に提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- ア 受領期間
平成20年 8 月 1 日（金）午前 9 時から平成20年 8 月29日（金）午後 5 時30分まで。
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Network equipments , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 12 September , 2008
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

教育委員会公告

○公 告

愛媛県武道館の指定管理者の募集について

愛媛県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8 月 1 日

愛媛県教育委員会

教育長 藤 岡 澄

1 愛媛県武道館（以下「武道館」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市市坪西町 551 番地
2 設置目的	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施及び施設の提供並びに県民の体力の保持及び増進に関する相談及び指導
3 施設規模	(1) 規模 ア 設置許可面積 33 978 .50㎡ イ 建築面積 10 299 .64㎡ ウ 延床面積 17 499 .84㎡ エ 駐車場面積 6 590 .77㎡ (2) 構造 木造一部鉄筋コンクリート造（地下 1 階、地上 4 階） (3) 施設内容 主道場（柔道場又は剣道場 8 面設置可能・多目的利用可能、観客席 2 階 2,932 席・ 1 階フロア臨時席約 3,600 席設置可能） 柔道場（ 3 面常設、観客席 278 席） 剣道場（ 3 面常設、観客席 278 席） 副道場（各種武道場 2 面常設、観客席 132 席） トレーニング室（各種トレーニング機器設置）

	会議室（3室） (4) 駐車台数 217台（正面駐車場70台（うち身体障害者用6台）、東側駐車場147台（うち大型バス専用5台））
4 業務概要	(1) スポーツ行事の実施に関する業務 (2) スポーツに関する情報の収集及び提供に関する業務 (3) 体力の保持及び増進に関する相談及び指導に関する業務 (4) 施設の提供に関する業務 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 武道館の業務の実施に関する業務
- (2) 武道館の利用の許可に関する業務
- (3) 武道館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 武道館の利用の促進に関する業務
- (5) 武道館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他教育委員会が定める業務

3 管理の基準

愛媛県武道館管理条例（平成17年愛媛県条例第72号）の規定によるほか、武道館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、武道館の指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出したもののうち、次のいずれにも該当しない法人等とする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により愛媛県における一般競争入札の参加の資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産者で復権を得ない者

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団対策法（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(カ) 暴力団員等

(キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成20年8月22日（金）から9月2日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時30分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 武道館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 武道館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 武道館の管理運営に関する事業計画書及び武道館の管理運営に関する収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人等の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業

計画書及び収支予算書

- (6) 法人等の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成20年 9 月19日（金）から26日（金）までの執務時間中（午前 8 時30分から午後 5 時30分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後 5 時30分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書等の提出先

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課県民スポーツ係

電話番号 (089)912 2983

10 その他

詳細は、募集要項による。

正 誤

○正 誤

平成20年 6 月27日付け第1976号愛媛県告示第1022号（市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧）中

ページ	箇所	誤	正
752	右欄 下から 2 行目	（農道 / かんがい排水等）	（かんがい排水）
753	左欄 上から 6 行目 及び 7 行目	（農道 / かんがい排水等）	（かんがい排水）

○正 誤

平成20年 6 月27日付け第1976号愛媛県告示第1023号（市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧）中

ページ	箇所	誤	正
753	右欄 上から 1 行目	（農道 / かんがい排水等）	（かんがい排水）
753	右欄 上から 8 行目 及び 9 行目	（農道 / かんがい排水等）	（かんがい排水）